

苫小牧市外国人観光客等受入整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、苫小牧市内の観光施設等が訪日外国人観光客を対象として誘客促進や利便性の向上、サービスの充実を図ることを目的とし、多言語化の整備、更新、機器購入等の環境整備を行う場合、その経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、市内に所在する次の各号に掲げるものとする。ただし、国、道、市町村等が設置する公共施設は除くものとする。

- (1) 飲食店
- (2) 宿泊施設
- (3) 観光施設
- (4) 交通施設
- (5) その他市長が特に認める施設

(対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 苫小牧市内に補助対象施設を有している者
- (2) 市税その他、市に対する債務の履行を遅滞していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (4) 国、道、他の団体等から本補助金と重複する補助金等の交付を受けていない者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新たに環境整備を行うために要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までとする。

(補助対象外経費)

第5条 次に掲げる経費は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) その他訪日外国人観光客を対象とした環境整備と認められない経費

(補助額)

第6条 補助金の額は1施設あたり50,000円を上限とし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 事業概要が明記された書類
- (3) 補助対象経費計算書または積算の基礎が明記された書類

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、適性と認めたときはその結果を交付・不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定額の範囲)

第10条 市長は、第7条の交付申請書に基づき補助金の交付決定をしようとするときは、予算の範囲内で行うものとする。

(補助事業の変更等)

第11条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の額又は補助事業の内容を変更（補助対象経費の増減を伴わない軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2) 補助事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、補助事業変更承認書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後、実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費計算書

(2) 補助対象経費の領収書の写し

(3) 補助事業の完了若しくは納品がわかる書類（写真の写し等）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、審査及び必要な調査等を行い、適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は第12条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずる事ができる。

(補助金の交付時期)

第15条 補助金は、第13条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の交付請求)

第16条 補助事業者は、第13条の規定による通知を受け取り、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかの事由に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱に基づく指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 前条の規定において、市長は、当該取消しの部分に関し、既に補助金を交付しているときは、返還命令書(様式第9号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。なお、補助金の額の確定後、既にその額を超える補助金を交付しているときも、同様とする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する間接補助金であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、対象補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき法第19条に規定する割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を超過した場合は、この限りでない。

- (1) 重要な動産で市長が定めるもの

- (2) 前号に掲げるものの従物
- (3) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(補助金に係る経理)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第22条 市長は、事業者が苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 市長は、事業者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、補助金の交付決定を受けたものが暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費の内容	詳細
情報発信の整備費	Web サイトの多言語ページ作成、多言語併記への変更、多言語リーフレット等の作成、既存広告物の多言語表記への刷新、その他外国人向け情報発信の整備に必要と認められる整備費
メニュー等の多言語化、決済機器の購入費	メニュー表記の多言語化、宗教や文化による食事等の生活習慣に配慮したメニュー等へのピクトグラム表記の追加、セルフレジや券売機等の多言語決済機器への変更、その他環境整備に必要と認められる印刷製本等や機器購入費。ただし、機器設置や配線に係る工事費、リース・保守等の維持に関する経費は補助対象としない。
多言語案内、翻訳用タブレット端末の購入	多言語表示用タブレット端末等の機器購入費及び翻訳用ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む）。ただし、通信費等の維持に関する経費は補助対象としない。